

9月1日～10日は、
屋外広告物適正化旬間です

市内には、広告物を原則として設置できない「禁止地域」や、許可を必要とする「許可地域」があります。また、広告物の掲出ができないガードレール等の禁止物件がありますので、ご注意をお願いします。

◆設置する前に必ずご相談ください

地域や表示内容によってルールが異なり、色彩等についても基準がありますので必ずご相談ください。

◆屋外広告物の登録について
屋外広告業を営もうとする者は、県知事の登録が必要です。

◆適切な維持管理をお願いします

※「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、良好な景観の形成、市民の安全確保のために違反広告物のパトロールの実施を予定していますので、ご理解ご協力をお願いします。

▼問い合わせ先
都市計画課 都市計画係

交通死亡事故ゼロ
700日達成

8月17日、佐久地方事務所にて「交通死亡事故ゼロ700日達成」に伴う長野県交通安全運動推進本部顕彰の伝達式が行われました。

市では700日の顕彰を受けるのは初めてとなります。今後も交通死亡事故ゼロを継続させるため、関係団体と協力して交通安全運動に取り組んでいきます。



※非常事態

長野県内では交通死亡事故が多発しています!!

昨年1年間の長野県内の交通死亡事故死者数が69人であったのに対し、平成28年7月22日現在、70人の方が亡くなっています。一人ひとりが交通安全を考え、行動しましょう。

▼問い合わせ先

生活環境課 生活環境係

野生きのこの出荷制限等の
自粛について（お願い）

放射性物質による影響で、市内産の「野生きのこ」については、国から出荷の制限指示、県から採取・出荷及び摂取を自粛するよう要請があり現在も継続しています。ご協力をお願いします。

なお、「マツタケ」に関しては、一部の条件のなかで国から出荷制限の解除があり、県による採取・出荷及び摂取の自粛要請が取り消されました。出荷をお考えの方は、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼問い合わせ先

・農林課 耕地林務係
・佐久地方事務所
・林務課 普及係
☎0267・63・3154



【松くい虫対策事業】

松くい虫による被害が広がっています

■松くい虫被害木処理補助金のお知らせ

近年、松くい虫により松が枯れる被害が拡大しているなか、市では、松くい虫被害木の処理委託費の補助を行っています。ご利用の際は、事前に申請が必要です。

◆補助率 経費の2分の1以内

◆上限金額 5万円

※こちらの補助制度は予算終了に伴い受付を終了します。補助には審査があり、対象とならない場合があります。

なお、倒木による二次被害（建物破壊等）については、所有者が責任を問われる場合がありますのでご注意ください。



立木は、通常その土地所有者の責任で処理いただくこととなりますが、市では10月頃から、「伐倒くん蒸処理事業」を実施することがあります。

この事業は、木を伐り倒し薬剤をかけビニールで覆うことにより、原因となる虫が他の木に移らないようにします。

個人所有の山林であっても、対象の松に関しては所有者に連絡することなく、被害木の駆除処理や敷地内の調査をすることがあります。なお、周囲に障害物や急傾斜がある等の理由により、処理を行わない場所もあります。

また、この事業は松くい虫が標高の高い地域や被害の少ない隣接市町村へ広がることを防ぐ為に実施しており、被害が広がりつつある地域を優先して行っています。

▼問い合わせ先 農林課 耕地林務係